

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 2年8 月28日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市中央区大手前1丁目7番31号（OMMビル）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 中野 道夫 電話06-6944-2521					
主たる業種	普通鉄道	細分類番号	4 2 1 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	鉄道電力における総合原単位を基準年度より、毎年1%ずつの削減を目指す。						
計画を推進するための体制	京阪環境マネジメントシステムに基づく鉄道電力削減PRJにより、エネルギーの効率化の改善計画並びに使用エネルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	28,117.3 トン	27,771.8 トン	27,491.3 トン	27,210.8 トン	-2.2 パーセント	
目標の根拠	事業活動に伴う排出の量	30,078.1 トン	26,533.3 トン	26,252.8 トン	25,972.1 トン	-12.7 パーセント	
	目標の根拠	鉄道電気の特色として気象・乗降客数、車両走行距離により大きく変動するため、正確な目標設定が不可能であるが、条例に基づく目標削減率により努力目標として上記排出量の数値を記載した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	鉄道事業	事業活動に伴う排出の量 (車両走行料/10,000)	30.73	30.19	30.05	29.90	-2.22 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	鉄道電力削減PRJの各種取組みより総合原単位年1%削減を目指す。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	78.0 パーセント	78.0 パーセント	78.0 パーセント	78.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	省エネルギー型信号設備電源(LED化)ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新。					
	(3)年度	省エネルギー型信号設備電源(LED化)ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新。					
	(4)年度	省エネルギー型信号設備電源(LED化)ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目指している。					
	上記の措置を採用する理由	平成2年4月に大阪府交通対策協議会が交通流の円滑化を図る運動の一環としてノーマイカーデーを設定したのを受けて、鉄道事業者として当社もその趣旨に賛同し、同取組みを導入した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	省エネ車両の導入や鉄道設備のLED化の推進などさまざまな取組みにより省エネルギー化を促進しています。						
特記事項	第三期計画期の超過削減量 3715.7トンの本計画期間に繰越し、令和2年度から3カ年にわたり差引を行う。第1、第2年度は1238.5トン第3年度は1238.7トンの差し引きを行う。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。